

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（519）

2. 日時：令和5年5月19日 13時30分～13時50分
14時05分～14時20分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、

大塚安全審査官、小野安全審査官、平本安全審査専門職

技術基盤グループ シビアアクシデント研究部門

平等技術研究調査官

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他10名

原子力事業統括部 担当部長（技術アドバイザー）※、他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7.1.1 2次冷却系からの除熱機能喪失（SAE711 r.9.0）
- （2）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 7.1.1 2次冷却系からの除熱機能喪失（SAE711-9 r.7.0）
- （3）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（有効性評価 7.1.1 2次冷却系からの除熱機能喪失）
- （4）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 7.1.1 2次冷却系からの除熱機能喪失
- （5）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失（SAE713 r.10.0）
- （6）泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失（SAE713-9 r.8.0）
- （7）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（有効性評価 7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失）
- （8）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失

- (9) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7. 1. 5 原子炉停止機能喪失 (SAE715 r. 11. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 7. 1. 5 原子炉停止機能喪失 (SAE715-9 r. 8. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (有効性評価 7.1.5 原子炉停止機能喪失)
- (12) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 7.1.5 原子炉停止機能喪失
- (13) 泊発電所3号炉 発電用原子炉の設置変更(3号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について(平和 r. 0. 0)
- (14) 泊発電所3号炉 発電用原子炉の設置変更(3号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について 比較表(平和 r. 0. 0)
- (15) 泊発電所3号炉 発電用原子炉の設置変更(3号発電用原子炉施設の変更)に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について(添四 r. 0. 0)
- (16) 泊発電所3号炉 発電用原子炉の設置変更(3号発電用原子炉施設の変更)に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について 比較表(添四-9 r. 0. 0)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁アキモトです。
0:00:05	それでは本日のヒアリングを始めたいと思います泊発電所3号炉の有効性評価等です。
0:00:13	ではじゃあ、
0:00:15	事業者から説明をお願いします。
0:00:19	はい。北海道電力の大木です。それでは、二次系除熱からご説明させていただきます。資料は1-3のヒアリングコメント回答リストと、1-2の比較表を用いて説明させていただきます。
0:00:34	1-3のヒアリングコメント回答リストですけども最後2ページ目のNo.10が残っております。
0:00:41	コメント内容ですけども、感度解析結果の燃料被覆管温度等を、先行プラントの記載を確認の上具体的に記載することを検討し説明することということで具体的に記載して参りました。
0:00:52	比較表、具体的なところだと、資料1-2の
0:00:56	16ページをお願いします。
0:01:07	はい。16ページの泊3号炉、一番右の欄の黄色マーカーするところですけども、燃料被覆管温度の炉心露出時の最高値、過去約100380度は、初期値約380度程度あり、ありということで、
0:01:19	感度解析の燃料被覆管温度を追加しております。
0:01:23	あわせて18ページ。
0:01:26	2は、フィードアンドブリードを5分おくらせた感度解析も実施しておりますのでこちらも炉心露出時の最高値ということで括弧約380ということで、記載を追記しております。
0:01:38	ヒアリングコメント回答については以上でしてその他資料直してるところを簡単に説明させていただきます。比較表の
0:01:55	19ページ。
0:01:59	ですね19ページは要員の人数、今全資料見直してるところですけども35名。
0:02:04	というところと、20ページ。
0:02:07	の燃料評価のところは、燃料タンク（エ）性を追加して燃費の計算から燃料の処理を見直しております。
0:02:17	また、23ページ。
0:02:20	ですけども手順と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	設備の表ですが、ちょっと今まで隅括弧ですかね、重大事故等対処設備括弧設計基準拡張というの反映できなかったんですけども、43条や1.0。
0:02:33	の方のあの資料を見て、有効性評価の方にも、こちら、
0:02:37	設計基準拡張の設備を追加して隅括弧をつけてます。それが21、3ページ24ページの表になると、以後、今後提出させていただく資料についてはすべて設計基準拡張を反映させて提出させていただきたいと思います。
0:02:52	はい。二次系除熱の説明については以上となります。
0:02:59	規制庁アキモトですそれでは確認に入りたいと思います。
0:03:03	1個目の全然、確認だけなんですけど、16ページのサンレかじる度を追求していただいたところは、基本伊方の公文と同じっていう理解でいいですかね。
0:03:18	はい大木です。資料提出時には、もし反映できず、申し上げます。ごさいません伊方と同様ですのでそういうところにも、伊方という土地昇進系については伊方と同様というふうに記載したいと思います神戸についても、1課と同様となっております。
0:03:45	規制庁アキモトでその他何かありますでしょうか。
0:04:13	あと1点ちょっと今5月30日の一括提出に向けてですね、女川の公文を確認できるように女川の欄を追加する作業をしております、一応T Q U Vをアノオンダが横に並べて、女の子分確認できる形に比較表を今修正作業しております。
0:04:31	規制庁秋本ですそれはあれですか、4段票になるっていう理解ですか。
0:04:37	はいおっしゃる通りです。
0:06:06	規制庁秋本ですそのほか、よろしければ、では次の項目にお願いします。
0:06:16	はい。アオキですけども続いて7.1. 3-原子炉補機冷却機能喪失についてご説明させていただきます。資料は2-2の比較表、
0:06:26	とですね、2-3の、
0:06:28	コメント回答リストであんですけども、
0:06:31	コメント回答リスト2-3の方のナンバー6が残っております、Aの概略系統図の部分ですね、C C Wの供給ラインが、格納機再循環イトウ以外にも供給してるオダわかる記載と説明することで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	これ概略系統図、すいませんちょっと見小さくて見づらいで資料2-1の方の、
0:06:48	まとめ資料本体の方で言いますと、
0:06:51	7.1.3。
0:06:53	の17ページに概略系統図があります。
0:07:00	概略系統図ですけど上の、CVの上部に格納容器再循環入戸がありましてそこにCCWの系統が通る形であったんですけども他の機器に行くってのがちょっと見えなかったものですから、※2で、各冷却器ってということで、
0:07:17	※2を追加しまして、各右側にあります、
0:07:22	Aの格納容器スプレイポンプ冷却器だとかですね、下、右下にありますよね中京冷却器、それらにもCCWの水が行くということで※2という形で追記して、
0:07:34	かつ、お腹を見ますと海水系も書いてましたので、海水系も繋いで、
0:07:39	表現したということで修正しております。
0:07:44	はい。こちらのヒアリングコメントについては以上です。あと資料で、一部修正しているところがありますので、ご説明させていただきます。比較表2-2ですけどこちらでも女川の公文確認できるようにですね、今、
0:07:58	崩壊熱除去機能喪失、
0:08:00	の取水機能がそうした場合というのを今貼りつける作業を行っております。
0:08:06	比較表の修正で言いますと、3ページのところは、要因を
0:08:14	最新のものに修正しております。
0:08:16	4ページですけども、他の
0:08:19	設備と手順の方ですかね、アニュラスのダンパー。
0:08:24	にも、空気供給で、
0:08:28	やるということで、ダンパーの方、追記しております。
0:08:32	同様の修正の6ページの方にも、マニュアル空気浄化系の空気作動弁及びダンパーということで修正しております。
0:08:42	あとは、13ページからの手順の表については先ほどご説明しました通り
0:08:48	重大事故等対処設備括弧設計基準拡張というものを反映しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:55	はい。主な修正点、説明については以上となります。
0:09:03	規制庁アキモトです。これ、規制庁側から何か確認ありますでしょうか。
0:09:34	規制庁秋本です。先ほどのCCWの件っていうのは、他のシーケンスでも反映する必要があるところ反映していい。
0:09:45	いるっていう感じでいいですか。
0:09:47	はい、大木です。概略系統図のお話です。
0:09:52	ちょっと検討したんですけども、やはりCCWの機能喪失は当然CCWが機能するというので明記すべきだというふうに考えたんですけども他の事象についてちょっと書くスペースとかですね直接それがCCWが何か影響する加地事故シーケンス何か
0:10:08	説明するものがあるかというところそういうわけでもないので記載はしない方針で今考えており、
0:10:19	規制庁アキモトですわかりました。その他何かありますでしょうか。
0:10:33	規制庁アキモトですそれではよろしければ、じゃあ、最後の、T
0:10:39	あとバスですかね。はい。お願いします。
0:10:45	はい。青木です。
0:10:47	7.1. 5、原子炉停止機能喪失についてご説明させていただきます。資料は、3-2の比較表と、
0:10:57	3の、
0:10:58	3-3のヒアリングコメント回答率ですね。
0:11:02	でご説明させていただきます。3-3のヒアリングコメント回答リストの2ページ。
0:11:09	お願いします。ナンバー8が残っておりまして、
0:11:13	設計基準拡張設備の整備や記載修正については、他の事故シーケンス技術的能力等も含めて規制を行うことということですので二次系除熱とCCWの機能喪失でも説明させていただきましたが、
0:11:25	設備と手順の表の中に、隅括弧をつけることで、設計基準核種の識別を行いましたという回答とさせていただきます。
0:11:35	はい。回答ヒアリングコメント回答については以上です。あと比較表の方ですね、比較表の方で言いますと、
0:11:43	ATWSは、他の事象と一緒になんですけども54ページ。
0:11:49	では燃料の記載を最新化しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:53	で、59 ページが、今のヒアリングコメント回答、直接の回答のところになりますけども
0:11:59	重大事故等対策についてという表の中で、隅括弧で、
0:12:03	設計基準拡張を記載して、
0:12:06	反映しております。
0:12:09	あとですね添付資料になるんですけども、
0:12:12	添付 7.1. 5.3。
0:12:16	3-3 ページをお願いします。
0:12:25	7.1. 5.3-3 ページですけども、以前のヒアリングのコメント回答でアムザックアメリカのアムザックについて調べてますけどもそこに今回USA PWR 前回ですかね、表の中にはUSA PWR 追加してたんですけどもちょっと文中に、
0:12:41	は反映できなかったもんですので、今回、文中にもUSA PWR の記載を追記しております。
0:12:48	はい。主な修正内容説明については以上となります。
0:12:52	規制庁アキモトです既設駅清城側から何かありますでしょうか。
0:13:13	規制庁アキモトです 54 ページ、比較表 54 ページで、燃料の評価のところなんですけど、ちょっとこれ確認だけなんですけど、
0:13:25	真ん中のパラ D、SG への海水で改正注水でほぼ補助補助給水ピットへの補給で、
0:13:37	可搬型大型送水ポンプ車のくだりがあるんですけど、
0:13:41	これわあ、あれでしたっけ何か。
0:13:45	記載は、
0:13:47	ATWS だけでいい。
0:13:49	今回提出されてるやつだと、
0:13:54	ATWS だけでいいんですけど。
0:13:58	はい。青木です。この事象はですね前野の水源のところ、書いてるんですけど 52 ページのところの水源のところ、
0:14:07	補助給水ピットについて書いてるんですけども、
0:14:10	まともには、17. 4 時間で枯渇してしまうと、それに対して余熱除去系、安定状態向け対策として全数系による冷却を行っていきますけどそれは 14 時間からと。
0:14:22	ということでその間、冷却し続ける必要があります、二次系除熱、冷却し続ける必要があるということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:30	補助系水ピットに改正を補給するっていうことで、今回燃料評価をしています。まずここが大井との違いになるんですけど他の事象に関しましては、
0:14:40	再循環に移行するとかですね、そういうモードに移行する関係もありまして、記載する必要はないと。ただこの事象に関してはその再循環RHRに冷却移行するまでに海水の補給が必要だということで記載しております。
0:14:59	規制庁秋本ですわかりました。その他、いかがでしょうか。
0:17:38	規制庁アキモトですそれではその他、確認等なければ、以上にしたいと思いますが引き続き資料を確認して必要に応じて事実確認を行っていき、
0:17:51	いうことは、続けていきたいと思います。北海道電力は了解ということで、認識しております。
0:17:58	それでは、10分くらい、15分休憩をしたいと思います。
0:18:18	はい、規制庁のオノですそれでは衛藤。
0:18:21	平和利用と、あとあれですかね、燃料取得計画のヒアリングを、
0:18:27	開始したいと思います説明をお願いします。
0:18:31	はい。北海道電力芝田です。ではまず併用。
0:18:35	平和利用からアノをご説明します。
0:18:41	はい、北海道電力の長谷です。それでは、泊発電所3号炉発電用原子炉設置変更に関わる、原子炉等規制法第43条の36の第1項第1号、
0:18:52	平和目的基準への適合について、資料4-1及び資料4-2を用いてご説明させていただきます。
0:18:58	まず本書の位置付けですが、本資料はですね、原子炉等規制法43条の3の6第1項第1号におきまして、圧延用原子炉の平和の目的以外に利用される恐れがないこと。
0:19:09	という点に適合していることが、ご確認いただく必要があると考えておりまして、同法律の第動向に適合することを説明するものです。
0:19:18	説明にあたってはですね、主に資料4-2の比較表を用いて説明させていただきますたいと思ひまして、
0:19:23	すでに許可を終えています。発電所3号炉4号炉並びに女川発電所2号炉との比較によりまして、当社の適合の考え方が先行プラントと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:33	相違がないことを説明することをもちまして、先行プラントと同じく、当方の同項目に適合することを説明いたします。
0:19:41	それでは資料4-2の下ページ1ページ目をご覧ください。
0:19:46	本資料はですね、大飯発電所3号炉及び4号炉並びに女川発電所2号炉との3連表としております。
0:19:54	1ページの左下、テキストボックスに書いております通り、PWRの比較対象プラントといたしましては、新規制基準適合性審査において、最新のウダ開き許可プラントであります。
0:20:05	大井さん4号炉の資料を張りつけてございます。
0:20:08	ただしですね、大飯3号炉及び4号炉におきまして、ウランプラトニウム混合酸化物燃料、こちらを導入していないためですね、関連する記載は、泊3号炉と同じく、グループランプ町民混合酸化物燃料の投入しています。
0:20:21	スリーループプラントである四国電力の伊方発電所、こちらの記載を抜粋して記載してございます。
0:20:27	具体的にはですねページをめくっていただきまして、2ページ目になりますが、
0:20:34	大飯発電所の欄の中段より下のところ、イケダ3号の記載抜粋と書いて枠組みがございまして、ここにウランプラトニウム混合酸化物燃料、こちらの記載を記載してございます。そして、泊と比較してございます。
0:20:47	少し上のところで大井の記載はですねグレーハッチングしてございまして、
0:20:51	こちらはグラウティング3混合酸化物燃料は記載がないということからフレッチングでございまして、
0:20:58	同様にナカハラこちらにおきましてもABWRということで、形が違うということでグレーハッチングして比較対象化としてございます。
0:21:07	ページめくっていただきまして、3ページ目と4ページ目。
0:21:10	こちらにおきましても各発電所の記載を抜粋してございまして、大井とですねオノ側の欄、こちらについてはグレーハッチングとして比較対象外としてございます。
0:21:21	1ページ目に戻っていただきまして、
0:21:25	左から2列目、こちらにはですね、女川原子力発電所の
0:21:28	絵を張りつけさせていただいてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:32	右下のテキストボックスはですね泊3号炉の色塗りルールについて記載させていただきまして、
0:21:37	当社としてはですね、女川との比較を基本としてございまして、大飯と泊で差がある場合、
0:21:43	しかし、女川と泊で差がない場合、こちらについてはですね、大飯のみを色塗りしまして、泊の欄は、黒いものとしてございます。
0:21:51	具体的にはですね5ページ目をご覧ください。
0:21:58	5ページ目の方に発電所3号炉及び4号欄。
0:22:02	こちらにおきましては緑字とですね青字におきまして、及び、保安規定及び、
0:22:08	あとはですね確認書等の等の部分、同等の設置許可でのっていう、こういったところには、下がる部分には、色をつけさせていただいてございます。
0:22:18	しかしながら、女川と泊では、泊は女川に記載を合わせてございまして、ナガエの藤泊で差がありませんので、泊の欄はいろいろ利用してございません。
0:22:28	と差異理由につきましては、ポイントの差異理由につきましては、そういう理由欄に記載させていただきまして、
0:22:34	被災表現の相違と、あとは記載方針の相違というところで整理させていただいてございます。
0:22:41	次ページ以降はですね補足説明資料といたしまして、資料1といたしまして、本発電用原子炉の平和の目的以外に使用される恐れがないことの説明といたしまして、
0:22:52	この後はですね添付123を添付させていただきまして、先行他社と相違がないことを確認してございます。
0:23:02	以上のルールによりまして比較表を作成いたしまして、或いはプラントとですね、同等であることを確認してございます。
0:23:08	従いまして泊3号炉プラントにおきましてもですね、先行プラントと同様に、今回の設置変更許可の申請後においても、申請前と同じくですね、原子炉を平和目的以外に使用するものではないということから、
0:23:20	原子炉等規制法の43条の36第1項第1号に適合してるものと考えてございます。
0:23:26	当社からの説明は以上になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:33	はい、規制庁のでそれでは確認したいと思います。ちょっと2点だけでも確認なんですけれども。
0:23:40	あれですかね、
0:23:44	比較表の
0:23:51	衛藤。
0:23:53	6ページなんですけれども、これも本当に確認なんですけれども、
0:23:58	1泊の一番右の欄で、平成15年4月に、
0:24:03	2日付で受けた許可、
0:24:06	許可を受けた記載を適用するっていうところがあるんですけどこれはもうへ変更してないってことでいいんですよ。
0:24:13	増設時の、
0:24:15	時から一切変更しないってことでいいんですよ。
0:24:26	はい。北海道電力の末光です。こちらの所、平成15年の記載に関して、すみません確認させていただきたいのですが、平成15年7月2日に受けた記載が、
0:24:40	そっから確認全く変更がないかと。
0:24:43	ということですね
0:24:45	平成15年、
0:24:47	にいただいたこの使用済燃料処分の方法の欄につきましては、その後例えば炉再処理等拠出金法等の書いてございます。そういった際には変更とはしております。
0:25:03	内容として、
0:25:06	は、
0:25:08	アノと当時のものを
0:25:13	失礼いたしました。ちょっと修正させていただきます
0:25:21	当時のも変更したことがあるかということそれはそのまま生きていてその受け取りに今後、上記以外の取り扱いがある場合には、させていただきますというところを設置許可本文の方に記載させていただいております。
0:25:33	破棄チャンス
0:25:35	何聞いてるかっていうとこの日付でいいんですかっていうとこれたまたまですね
0:25:40	当初許可を受けた時から変更してる場合とかパートもあって、鳥羽泊はもう15年7月2日の増設時の時のやつから閉校ないんだよねっていうことを確認してるだけなんですけどこれ合ってるんだ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ったら、こちらご認識の通りでも問題ございませんでしたって大変失礼いたしました。
0:25:59	はい。以上です。はい。規制庁のです。あと、
0:26:07	ちょっとせっかく比較表作るんだったら9ページとか10ページで、法改正に伴う追加事項とか書いてあって、芝根井、同じ記載あると思うんですけどもそういう時に比較対象に島に入れといてください。
0:26:20	泊で作ったわけじゃないですよ。
0:26:24	北海道リングの長谷でございます。衛藤泊発電所内容は新しい方を入れてまして、女川と大井についてはですね当時のシステムそれをそのまま、
0:26:34	記載してございましたが、衛藤島根おっしゃったように資料においてはですね11号入ってますので、入れて、比較対象としたいと思います。以上です。伊方の方でさ記載取ってきてるところが
0:26:47	それで比較表全体としてその自分たちに必要なところ先行プラントから記載取ってるんだったら、ちゃんと平仄とってくださいって言ったわけです。以上です。
0:26:57	北海道電力長谷です。失礼いたしました。訂正させていただきます。
0:27:00	はい。以上です他ありますか。
0:27:05	はい。では次説明お願いします。
0:27:13	北海道電力の齋藤です。それでは続けて100燃料物質の取得計画についてご説明させていただきます。
0:27:21	こちらにつきましても、本紙とそれから比較表お手元にご準備させていただいておりますが、比較表、大飯女川との比較表に基づいて、
0:27:31	主な相違点をご説明させていただきたいと思います。
0:27:35	こちらにつきましても、女川との比較を基本として、先ほどの平和目的と同様に、
0:27:44	説明させていただきます。
0:27:46	一番めぐりまして本文の一段落目からですが、
0:27:52	まず1段落目のところでこちら、女川大飯と異なるところとしまして、
0:27:59	下から3段落目ですけども、ウラン精鉱及びUFVI、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:04	並びに使用済み燃料の充てる予定だということでCFC区数の記載がありますが、こちらにつきましては弊社でこのUFVIを調達する長期契約を有しているために、
0:28:17	他社さんとは異なる記載ぶりとさせていただいております。
0:28:23	続きまして次の段落になりますが、これらの長期契約によりのところで、
0:28:31	こちらが大井と女川の方には減損ウランを手当するというような記載がありますが、弊社においては、この減損欄というところを削除しております、理由としまして、
0:28:42	この減損ウランを調達するような契約を弊社は今のところ有していないということで削除してございます。
0:28:52	あと段落の中で、この
0:28:57	絵は泉の量と累積の所要量の差の数字を記載してございますが、
0:29:03	こちらが隣にあります平成25年の
0:29:08	当時の数字と異なっておりまして、その当時から長期契約で増えた部分もあれば、逆に核燃料資産を
0:29:19	削減するというので、減らしているところもございましてトータルで、当時の数字よりも、両方とも減っているというような状況になってございます。
0:29:32	あとは、続きましては主な残りの段落につきましては、
0:29:41	取引先の名前が、平成25年の当時と比べて、名前が若干変更するところなどは、変更を反映したような記載にしていると。
0:29:52	というような形になってございます。
0:29:55	はい。
0:29:56	すいません簡単ですが、ご説明以上になります。
0:30:01	はい規制庁のです。それはちょっと確認したいと思います比較表の6ページで、
0:30:07	要するに、1個目のパラグラフは最後に元素回収される幻想欄を引き当てる予定であるって書いて二つ目のところで、減損ウラン、
0:30:16	及びでは、泊は、
0:30:18	契約を締結してないって言うんですけど、あれですけど、1パラ目には減損ウラン開拓者なんですけどちょっと、1%と2%の、先ほど説明いただいた内容の関係がわかんないで教えてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:31	すいません北海道電力齋藤です。はい1番目のところには記載はまだありました。その方の記載はしているんですけども、将来的には、弊社でも他社さんと同様に伝送欄を、
0:30:44	引き取って、消費していくという計画があるので、一番上のところに記載してるんですけども、足元で契約を結んでいないということで後段の方には記載をしていないというように区分けしております。
0:30:58	規制庁の大野です。わかりました。あとすいません最後同じページでまた
0:31:05	泊発電所の、
0:31:07	それを濃縮なんちゃらかんちゃらとかについてはって書いてあってこれと女川の方だと協定、ちゃんとやってるところでやったの。
0:31:16	やってますよっていう記載があるんですけど、その泊なんてのは入れてないんですか。
0:31:22	はい。移動電力サイトウです。すいません女川さんの方では、この日米の原子力協定に基づいたような、この濃縮の契約を結ばれてるというような記載がありましてちょっと詳細は把握してないんですが、
0:31:38	弊社で結んでいる契約は、何ていうか背政府間の
0:31:43	日米の原子力協定等に基づいたような、契約というのは結んでおりませんので、事実として記載できなかったという形になります。
0:32:15	規制庁浅野わかりました実態的には結んでない。
0:32:20	所とやりとりしてるってことで理解しました。はい。五十嵐会長どうぞ。
0:32:35	はい、規制庁のでそれではほかに説明ありますか。
0:32:46	久世区シバタ総会に追加のご説明はございません。
0:32:51	はい、規制庁のでそれではヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。